## 板橋区にぎわいのあるまちづくり事業補助金交付要綱実施細目

(平成15年6月10日区民文化部長決定)

(平成18年6月22日一部改正)

(平成25年4月1日一部改正)

(平成26年4月1日一部改正)

(平成27年6月30日一部改正)

- 1 板橋区にぎわいのあるまちづくり事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第 3条関係
  - (1) 第3条(2) イに規定する「事業協同組合」については、同条(2) ウに該当するものとする。
  - (2) 第3条(2) ウ(エ) に規定する「会則等」については、会則又は規約並びに 役員名簿並びに24か月分の決算書及び関係帳簿とする。
  - (3) 第3条(8) の規定に係る別表1に例示する「2活性化事業(1) 商店街施設整備事業」の取り扱いについては、次に掲げるとおりとする。
    - ア 「街路灯の改修」とは、灯具交換やポールの根巻等又は塗装等とし、電球交換等の経常的経費は対象としない。
    - イ 「街路灯の撤去」とは、法定耐用年数が経過している施設を対象とし、老朽 化等による危険度が著しく高い施設は現地調査等により判断することとし、他 の施設においても同様の扱いとする。
    - ウ 「空き店舗改修」には、空き店舗の取得又は建替に係る事業を含まない。
  - (4) 第3条(8) アに規定する「内容が経常的な性格を有する事業」とは、継続的又は定期的に発生する保守料及び使用料等に係る事業、法定耐用年数に満たない既存施設に係る機能維持を目的とする修理又は保守に係る事業等をいう。
  - (5) 第3条(16)に規定する「小額支援事業」の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。
  - ア 当該年度において、同条(9)から(13)並びに(15)及び(16)に規定する 事業並びに他の商店街振興事業について補助金の交付申請を行う場合又は前年 度において、同補助金の交付を受けた場合は、本事業の間接補助金の交付申請を 行うことはできないものとする。
  - イ 本事業の間接補助金の交付申請は、1 商店街当たり 1 ヵ年度にイベント事業及 び活性化事業各々各 1 回までとする。ただし、当補助金を申請する場合、他の補 助事業の申請は認めない。
  - ウ 共催による実施はアの要件を満たした商店街による協同の申請に限り認める ものとする。
  - エ 「商店街が防災や環境など当該商店街に相応しいテーマを掲げて」とは、地域 実績又は商店街の立地・環境に鑑み、板橋区が相応しいと判断できる場合をいう。

オ 「小規模な事業」とは、総事業費36万円以下の事業をいう。

### 2 要綱第4条関係

第4条に係る「区長が特に必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認できるもの」とは、次に掲げる経費をいう。

- ア 業者から提出された補助金交付申請書又は実績報告書の事業費経費別明細により支出目的、項目名、単価及び規模が明らかであることが確認できる経費
- イ アにおいて、確認できない場合、①領収書、請求書、内訳書、納品書、契約書、 引渡し書、口座振替依頼書等の書類、②預金通帳、現金出納簿、備品台帳、固定 資産台帳等の帳簿類、又は③成果物、ポスター、チラシ、写真等により確認でき る経費
- ウ イベント事業実施に伴う売上げがあった場合は、事業費別経費別明細の合計額 から売上げを差し引いた経費のうちア及びイに掲げる経費。ただし、売上げが確 認できない場合は売上げに係る経費をア及びイに掲げる経費から除く。

## 3 要綱第6条関係

第6条に規定する「区長が定める期日」については、別途定める。

### 4 要綱第7条関係

- (1) 第7条(1) の規定に係る内容の審査要領は、別紙1の通りとする。
- (2) 第7条(2) の規定に係る交付決定の承認、不承認については、(1) で定めた審査において、不適格とされた場合、交付決定を不承認とすることができる。ただし、審査後において、不適格とされた内容が変更され、区長が適格に値すると判断した場合、承認とすることができる。

## 5 要綱第11条関係

- (1) 第11条に規定する「必要な書類等」とは、次に掲げるものをいう。
- ア 業者選定を行った場合にその経過がわかる書類
- イ 事業の成果がわかるものその他必要に応じ、前記2の①又は②に掲げたもの
- (2) 第11条の「実績報告を区長に提出」については、その期日を、補助金の交付 決定の日以降その属する会計年度終了までの毎月の月末とする。

### 6 要綱第12条関係

第12条第2項に規定する「交付すべき補助金の額」は、補助金交付決定時の補助率により算定する。

### 7 要綱第18条関係

要綱第18条に規定する「区長が別に定める期日」とは、「減価償却資産の耐用年数

等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)別表第一」による耐用年数の経過した日とする。

## 耐用年数表 (抜粋)

| 構造又は用途(細目)                      | 耐用年数 |
|---------------------------------|------|
| アーケード又は日よけ設備 (主として金属製のもの)       | 15年  |
| 舗装道路及び舗装路面(コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は | 15年  |
| 石敷のもの)                          |      |
| 金属造のもの(街路灯、ガードレール)              | 10年  |
| 事務機器及び通信機器(電子計算機〈パーソナルコンピュータ(サー | 4年   |
| バー用のものを除く)〉)                    |      |
| ソフトウェア (その他のもの)                 | 5年   |

### 付則

この細目は、平成15年6月10日から施行し、同年4月1日から適用する。 付則

この改正細目は、平成17年3月10日から施行し、同年3月1日から適用する。 付則

この改正細目は、平成18年6月22日から施行し、同年4月1日から適用する。 付則

この改正細目は、平成25年4月1日から施行する。

## 付則

この改正細目は、平成26年4月1日から施行する。

# 付則

この改正細目は、決定の日から施行し、同年4月1日から施行する。